

議会だより

12月定例市議会

平成21年の第7回定例会は、12月4日から12月15日までの12日間にわたり開会しました。

開会初日には、閉会中の継続審査となっていた平成20年度決算18議案の審査が行われました。決算特別委員長はすべての会計決算について認定とする審査報告をし、続いて本会議での討論、採決の結果、全会計決算を認定しました。

市長からは、2件の報告のほか平成21年度尾道市一般会計補正予算(第5号)など38議案が提出され、このうち平成21年度尾道市一般会計補正予算(第5号)については原案どおり可決し、その他の議案については各常任委員会に付託しました。

8日、9日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたずねました。

10日、11日は各常任委員会を開会し、付託された議案の審査を行い、委員からはさまざまな質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の15日には、市長から5件の人事議案が提出され、審査の結果、5議案とも同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出37議案はすべて原案のとおり可決しました。

また、今回提出された請願1件については採択となり、議員からは、意見書案2件が建議案として提案され、可決後、意見書については、国会及び関係行政庁に送付しました。

■議会の動き

●12月4日 議会運営委員会

本会議(開会)

会期決定、決算議決(決算特別委員長報告・討論・採決)、補正予算等提案(説明・質疑)

民生委員会

補正予算審査(質疑・討論・採決)

議会運営委員会

本会議

補正予算議決(委員長報告・討論・採決)

● 8日 本会議 一般質問

● 9日 本会議 一般質問

● 10日 総務委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

民生委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

● 11日 文教委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

産業建設委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

議会運営委員会

● 15日 議会運営委員会

本会議(閉会)

補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)

■上程議案

●補正予算

◇一般会計補正予算(第5号)

2,333万円を追加し、歳入歳出予算総額を576億2,204万7,000円とするもので、新型インフルエンザの蔓延により、保育園、幼稚園、小中学校などで学級閉鎖が相次いでいることから、子どもたちの感染予防のため、ワクチン接種に対して助成を行うためのものです。

◇一般会計補正予算(第6号)

10億8,180万8,000円を追加し、歳入

歳出予算総額を587億385万5,000円とするものです。主なものは、障害者自立支援給付費の追加と、緊急ため池整備事業の追加、日比崎小学校校舎増築関連経費の追加などによるものです。

◇港湾事業特別会計補正予算(第2号)

1,400万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億8,816万円とするもので、前年度の決算剰余金の半分を県へ納付し、もう一方を一般会計へ繰り出すものです。

◇公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

300万円を追加し、歳入歳出予算総額を27億8,897万6,000円とするもので、薬剤購入のため消耗品費の追加によるものです。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

保険事業勘定に7,788万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を137億3,735万円とするもので、介護給付費準備基金への積立金の追加によるものです。

◇渡船事業特別会計補正予算(第3号)

52万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3,704万8,000円とするもので、臨時職員賃金の追加や修繕料の追加によるものです。

◇病院事業会計補正予算(第3号)

収益的収入について、医業外収益として1,651万1,000円を、また、収益的支出について、給与費等として1億16万5,000円を追加するものです。

◇一般会計補正予算(第7号)／国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)／千光寺山索道事業特別会計補正予算(第2号)／夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第2号)／公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)／介護保険事業特別会計補正予算(第4号)／尾道大学事業特別会計補正予算(第2号)／特定環境保全公共下水道事業特別会計補

正予算(第2号)／渡船事業特別会計補正予算(第4号)／後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

職員給与費について、人事院勧告による減額の影響や、年間の見込み額の変更により、増減調整をするものです。

●条例改正

◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新たに設置する就労支援相談員の報酬額を定めるための条例改正です。

◇尾道市職員給与と条例

人事院の給与勧告に伴い、一般職職員の給与を一般職の国家公務員の給与と改定に準じて改定するため、及び市民病院の医師に対し、人事評価による勤勉手当を支給するための条例改正です。

◇尾道市特別職員給与に関する条例／尾道市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例／尾道市公立みつぎ総合病院事業管理者の給与に関する条例

人事院の給与勧告に伴う一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び公立みつぎ総合病院事業管理者の期末手当の支給月数を改定するための条例改正です。

◇尾道市職員退職手当支給条例

消防司令補以下の階級で退職した消防職員に対し、在職期間に応じて退職手当を加算するとしている制度を廃止するための条例改正です。

◇尾道市税条例

年齢18歳以上の身体障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等の軽自動車税について、減免することができるための条例改正です。

◇尾道市消防手数料条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、休止中の準特定屋外タンク貯蔵所等の新基準適合期限の延長に係る手数料を定めるための条例改正です。

◇シトラスパーク設置及び管理条例

シトラスパークの施設の補助事業上における財産処分に伴い、施設の名称を改めるための条例改正です。

◇尾道市保育所(園)設置及び管理条例

西藤保育所の定数を改めるための条例改正です。



西藤保育所

◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

議会の議員の期末手当の支給月数を改定するための条例改正です。

●その他の議案

◇字の区域の変更について(2件)

元気な地域づくり交付金(基盤整備促進)事業において土地の区画及び形質に変更が生じたため、字の区域を変更するものです。

山方地区/市原地区

◇新たに生じた土地の確認及び町区域の変更(編入)について

公有水面埋立法の規定により、無願埋立地の原状回復義務が広島県知事から免除され、本市の区域内に新たに土地が生じたため、この土地を確認し、当該土地を浦崎町の区域に編入するものです。

◇市道路線の変更について

貝ヶ原文文線:一般県道御調久井線の道路改良事業の施工に伴い、移管を受けた旧道に接続する路線の終点に異動が生じるため、路線を変更するものです。

◇市道路線の廃止について

保地2号線:一般県道吉田丸門田線の道路改良事業の施工に伴い、原形を失った市道路線を廃止するものです。

◇土地改良事業の計画について(2件)

土地改良事業の計画について、県知事に協議し、その同意を得るためのものです。

団体営ため池等整備事業松ヶ峠地区/内之浦地区区画整理事業

◇土地改良事業の計画変更について

土地改良事業(大森地区ため池等整備事業)の計画変更について、県知事に

協議し、その同意を得るためのものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について(3件)

次の施設について指定管理者を指定するものです。

尾道市道の駅/尾道ふれあいの里/尾道市長者原スポーツセンター



尾道市道の駅

◇財産の取得について

芸術の森(仮称)整備事業用地を取得するものです。

●報告

◇専決処分報告(2件)

●人事議案

◇固定資産評価審査委員会の委員の選任

後藤 邦純さん(十四日町)

◇人権擁護委員の候補者の推薦(4件)

田窪 宏臣さん(因島田熊町)

柏原 幸子さん(因島重井町)

友野 正信さん(浦崎町)

川ノ上 明子さん(高須町)

■一般質問(主な内容)

◆来年度予算の編成方針について

Q 国の事業仕分けで農道整備事業が廃止とされたことをどう考えるか。

A 農道は、農村地域の農業生産の増大や、生産資材の流通の合理化を図るだけでなく、地域の生活道路としても重要であると認識している。土地条件に恵まれない中山間地域や、島嶼部が多い本市としても、過疎・高齢化、農業の衰退や耕作放棄地の拡大といった問題をかかえており、引き続き、農道整備事業を実施していく必要があり、今後、国の動向を注視しながら、事業が継続されるよう、各種団体と連携しながら働きかけていきたいと考えている。

◆教育問題について

Q 薬物汚染防止教育に取り組む時期ではないか。

A 本市の小中学生については、現在のところ、薬物乱用に関する事案は報告されていないが、県内ではこの3月に、広島市の中学生が大麻取締法違反の疑いで逮捕されるという事件が発生している。こうした状況を見ると、本市の児童生徒にも、薬物乱用に係る危険があるとの認識を持っており、積極的な取組が必要であると考えている。薬物乱用の根絶には、予防教育が最も重要で

あると認識している。分けても、薬物の危険性の周知と、乱用を拒絶する規範意識の向上が肝要であるととらえている。現在、市内の小中学校では、保健の授業や、年1回程度の薬物乱用防止教室を全校で実施している。教育委員会としても、国や県、関係団体等の啓発用資料、ポスター、リーフレット等を配布し、薬物乱用防止教育の充実・徹底を指導しているところである。また、各種団体との連携については、現在、学校が警察との連携を進めたり、市内の中学生生徒会が、薬物乱用防止指導員協議会や、青少年健全育成協議会などとともに、街頭キャンペーンに参加したりしている。今後、薬物乱用防止教育は、さらに重要性を増すものと考えられる。未来を生きる子どもたちのため、より一層の充実を図っていききたいと考えている。

◆徴収業務と消費者相談業務における情報の一元化について

Q 徴収業務において、情報を一元管理する考えはないか。

A 現在、多重債務など問題のある滞納整理については、各債権の所管課が、個人情報の取り扱いにも配慮しながら、関係各課と連携して行っているところである。しかしながら、専門的ノウハウの蓄積や業務効率の観点からも、税や料など公債権の滞納整理について、全庁的な対応を実現する債権管理体制の確立が必要と考えており、前向きに検討を進めていく。

Q 消費生活センターの機能強化をどのように図るつもりか。また、その場合、徴収担当部署との連携をどのように図るつもりか。



尾道市消費生活センター

A 消費生活相談員の資質向上と各機関との連携に重点を置いて取り組むことが機能強化であると考えている。消費生活相談員の資質の向上においては、国の専門研修機関や県主催の研修会へ積極的に参加し個々の能力のレベルアップに努めている。各機関との連携においては、国や県、近隣都市の消費生活センター、弁護士会等と引き続き情報交換や相談・指導等について密接に連携を図っていききたいと考えている。次に、徴収部署との連携については、多重債務者からの相談においては、本人の了解を得て情報交換を行い多重債務と市